

# 新島村地域福祉総合計画

平成22年3月

東京都新島村

# 新島村地域福祉総合計画

## は じ め に

近年の、急速な少子高齢化や核家族化の進展に、世界的な経済不況が追い打ちをかけ、かつての地域相互扶助の機能は弱体化し、地域住民の社会的なつながりも希薄化して、高齢者・障害者などの支援を要する方たちには厳しい状況となってきております。

また、完全失業者の増加等による新たな社会問題が起きています。

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、新たに計画策定が規定された事項であり、平成12年度・平成17年度と5年毎に「新島村地域福祉総合計画」を策定してまいりました。

この度、「平成22年度新島村地域福祉総合計画」がまとまりました。

本計画策定にあたりましては、従来の計画を見直すとともに、制度改正や新たな制度創設等、また、社会・経済等の動向や変化に対処していくものとして計画策定いたしました。

「新島村地域福祉総合計画」は、「共存共助」による活力ある島の暮らしの実現を理念として、村民のだれもが健康で安心して暮らせるために、村が行う施策全般にわたり福祉の視点を取り入れています。また、本計画は、「新島村基本構想」のもと今後展開する福祉、保健等の関連諸施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したもので「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害福祉計画」「次世代育成支援対策行動計画」の3計画を平成22年度から平成26年度までの5年間にわたる当村の施策をまとめた地域福祉総合計画です。

今後、当村の福祉を増進していくためには、本計画を基本として、さらに具体的な検討を加え、村民と行政が一体となって取り組むことが必要です。

これまで地域を支えてきた諸先輩と、これから将来を担いまた発展に貢献できる子どもたちのために、安心して充実した生活が営めるよう住民の立場に立った福祉サービスの提供を推進いたします。村民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました委員の皆様並びに関係各位に心からお礼申し上げます。

平成22年3月

新島村長 出川 長芳

# 新島村地域福祉総合計画

第1章 計画の枠組み	6
1 村の概要	9
(1) 村の暮らし	9
(2) 人口の推移	10
(3) 介護保険対象者の状況	15
(4) 障害者数	16
2 計画の役割	18
(1) 計画のねらい	18
(2) 計画の役割	18
(3) 計画の特徴	18
3 計画策定の根拠	19
(1) 「新島村地域福祉総合計画」の根拠	19
(2) 「新島村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の根拠	19
(3) 「新島村障害福祉計画」の根拠	20
(4) 「新島村次世代育成支援対策行動計画」の根拠	20
4 計画期間	22
(1) 計画期間	22
(2) 計画の見直し時期	22

5	計画策定の基本的な考え方	23
(1)	相互扶助の伝統を活かした計画策定	23
(2)	地域の特性を踏まえた計画策定	23
(3)	総合的な計画策定	24
(4)	島の実情にあった「介護保険事業計画」の策定	24
6	基本理念と基本目標	25
(1)	基本理念	25
(2)	基本目標	26
7	計画策定方法	27
(1)	住民参加	27

第2章 サービスの現状と今後の展開	28
1 事業展開の基本方針	31
(1) すべての在宅生活者への支援施策の充実	32
(2) 介護保険制度の展開	34
(3) 介護保険制度以外の高齢者施策の展開	34
(4) 保健・医療サービスの展開	35
(5) 子育て支援・障害福祉施策の展開	36
(6) 社会参加・地域活動関連施策の展開	37
(7) 地区特性に配慮した施策の展開	37
2 重点施策の展開	38
(1) 介護保険制度の安定的運営の確保	40
(2) 「自立」高齢者を対象とした生活支援事業の充実	41
(3) 拠点施設の充実	42
(4) 子育て支援事業・次世代育成支援対策	42
(5) 住民の権利擁護体制の整備	43
(6) 連携体制の整備	44
(7) 障害者支援事業の充実・就労支援体制の整備	48
3 介護保険事業の展開	48

(別冊第4期介護保険事業計画参照 平成20年策定)

※第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)は、  
平成23年度策定予定

4 介護保険制度外の高齢者施策の展開	49
(1) 介護保険事業以外の高齢者施策	52
1) 老人保健制度から高齢者医療制度へ	52
2) 健康教育・健康相談の充実	52
3) 健康診査・訪問指導の充実	53
4) 機能訓練の充実	54
5) 村外医療体制の整備	54
6) 介護予防・生活支援事業の充実	55
7) 日常生活用具給付・貸与事業の充実	55
8) 敬老事業の充実	55
9) 介護者支援事業の充実	56
10) 認知症高齢者とその家族に対する支援の充実	56
11) 高齢者福祉施設等の設置	57
(2) 関連拠点施設の充実	58
1) 診療所の充実	58
2) さわやか健康センターの充実	58
3) 健康・スポーツ活動施設の整備	59

5	子育て支援と障害福祉の展開	60
	(1) 子育て支援施策の展開	63
	1) 保育園の充実	63
	2) 出産にかかる交通費の助成	64
	3) 児童の医療費の助成	64
	4) 相談事業の充実	64
	5) 「新島村栄養指導計画」の推進	65
	6) 次世代育成支援対策事業の推進	67
	7) 子育て支援活動への支援の充実	67
	8) 児童虐待への対応	67
	9) 集いの場の充実	67
	(2) 障害福祉施策の展開	68
	1) 支援費制度から障害者自立支援法へ	68
	2) 在宅サービスの充実	68
	3) 補装具、日常生活用具の給付の充実	69
	4) 住宅改善・自動車改造費用助成の充実	70
	5) 緊急入所事業の実施	70
	6) 障害関連活動等への支援の充実	71
	7) 相談体制の充実	71
	8) 就労支援事業体制の整備	71
6	生活基盤整備施策の展開	72
	(1) 道路や公共・民間施設等の環境整備	74
	(2) 住宅改修等への支援と住宅の整備	74
	(3) 防災・見守りネットワークの整備	75
	(4) 生活基盤整備関連活動等への支援の充実	75



7 社会参加・地域活動支援施策の展開	76
(1) 新島村社会福祉協議会の充実	78
(2) ボランティア活動・住民活動への支援の充実	80
(3) 生涯学習・福祉教育の推進	81
(4) シルバー人材センターの充実	82
(5) 住民の権利擁護施策の充実	82

■資料	83
-----	----

新島村地域福祉計画等策定委員会設置要綱  
新島村地域福祉計画等策定委員会委員名簿

# 新島村地域福祉総合計画

## 【 計画の基本理念 】

『共存共助』による活力ある島の暮らしの実現

## 【 計画の基本目標 】

- 誰もが安心できる島の暮らしを実現する。
- 元気のある島の暮らしを実現する。
- ともに支えあう島の暮らしを実現する。

# 重点施策

## (1) 介護保険制度の安定的運営の確保

- 特別養護老人ホームへの積極的な支援を継続して行きます。
- 福祉サービス拠点施設の整備を検討します。
- 式根島地区の利用者に配慮した事業運営を行います。

## (2) 「自立」高齢者を対象とした生活支援事業の充実

- 特定高齢者に対する介護予防プログラムの提供を行います。
- 一般高齢者に対する地域介護予防支援事業を実施します。
- 移送サービス等の介護予防・生活支援事業の充実を図ります。

## (3) 拠点施設の充実

- 式根島地区のデイサービス等、在宅サービスの充実を図るため同地区内における拠点施設整備について検討します。

(4) 子育て支援事業・次世代育成支援対策

○保育園の充実を図ります。

○子育て支援サービス拠点施設等の設置について、調査検討します。

(5) 障害者支援事業の充実

○障害者の生活及び就労支援体制の整備を行います。

○障害者に対して村民が正しい知識と理解を得るための、広報・啓発活動を行います。

(6) 住民の権利擁護体制の整備

○住民の権利擁護体制を整備します。

(7) 連携体制の整備

○福祉、保健、医療の連携体制を充実します。

○「福祉・保健関連組織合同会議（仮称）」の設置を検討します。

○「福祉・保健住民会議（仮称）」の設置を検討します。

# 施 策 体 系

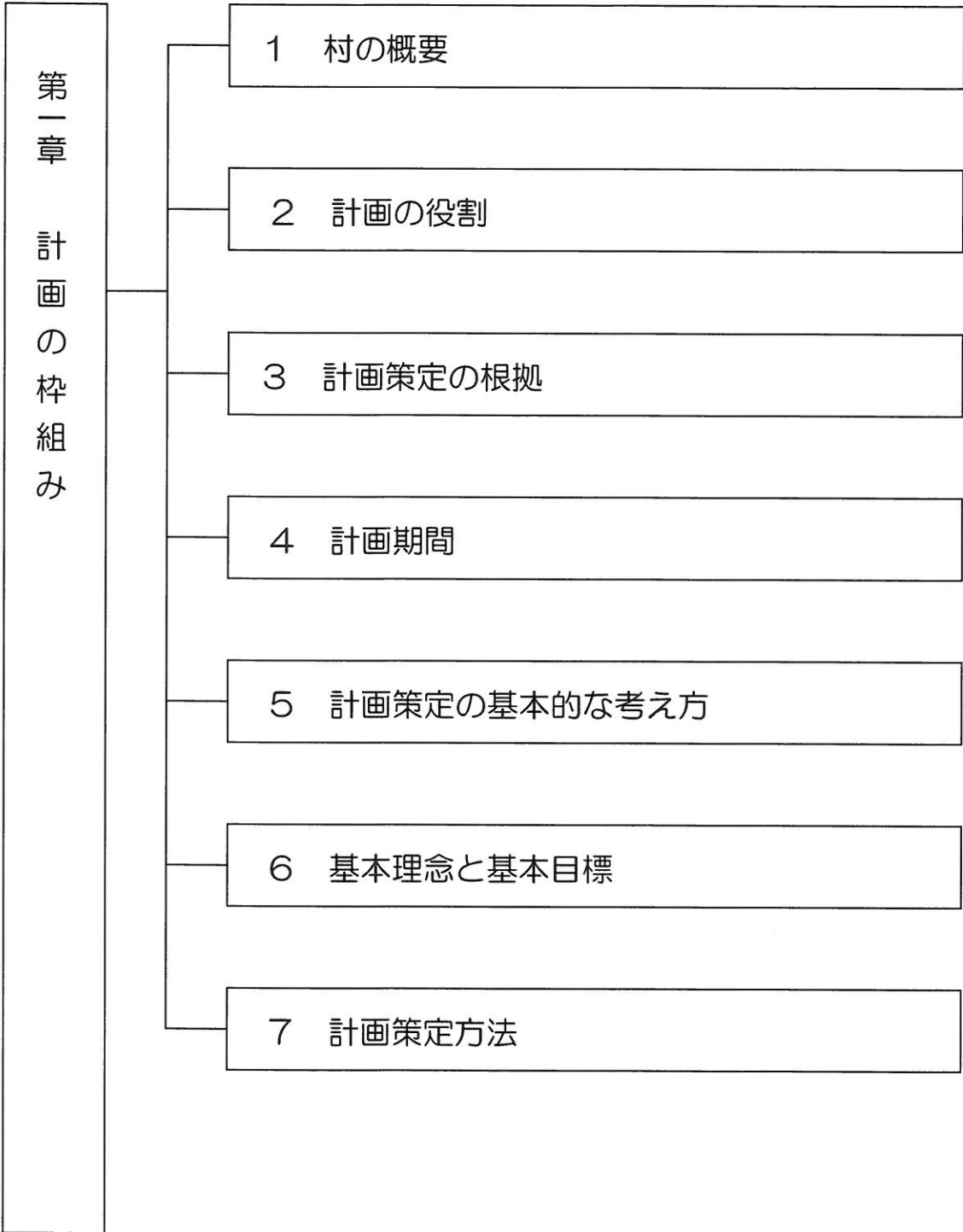
■介護保険事業	(1) 訪問介護
	(2) 通所介護
	(3) 福祉用具貸与
	(4) 短期入所生活介護
	(5) 特別養護老人ホーム
	(6) 福祉用具購入費の支給
	(7) 住宅改修費の支給
	(8) 高額介護サービス費の支給
	(9) 居宅介護支援
■介護保険事業以外 の高齢者福祉施策	(1) 老人保健制度から高齢者医療制度へ
	(2) 健康教育・健康相談の充実
	(3) 健康診査・訪問指導の充実
	(4) 機能訓練の充実
	(5) 村外医療体制の整備
	(6) 介護予防・生活支援事業の充実
	(7) 日常生活用具給付・貸与事業の充実
	(8) 敬老事業の充実
	(9) 介護者支援事業の充実
	(10) 認知症高齢者との家族に対する支援の充実
	(11) 高齢者福祉施設等の設置
■関連拠点施設の充実	(1) 診療所の充実
	(2) さわやか健康センターの充実
	(3) 健康・スポーツ活動施設の整備

■子育て支援施策	(1) 保育園の充実
	(2) 出産にかかる交通費の助成
	(3) 児童の医療費の助成
	(4) 相談事業の充実
	(5) 新島村栄養指導計画の推進
	(6) 次世代育成支援対策事業の推進
	(7) 子育て支援活動等への支援の充実
	(8) 児童虐待への対応
	(9) 集いの場の充実
■障害福祉施策	(1) 支援費制度から障害者自立支援法へ
	(2) 在宅サービスの充実
	(3) 補装具、日常生活用具の給付の充実
	(4) 住宅改修等費用助成の充実
	(5) 緊急入所事業の実施
	(6) 障害関連活動等への支援の充実
	(7) 相談体制の充実
	(8) 就労支援事業体制の整備
■生活基盤整備施策	(1) 道路や公共・民間施設等の環境整備
	(2) 住宅改造等への支援
	(3) 防災・見守りネットワークの整備
	(4) 生活基盤整備関連活動等への支援の充実
■社会参加・ 地域活動支援施策	(1) 新島村社会福祉協議会の充実
	(2) ボランティア活動・住民活動への支援の充実
	(3) 生涯学習・福祉教育の推進
	(4) シルバー人材センターの充実
	(5) 住民の権利擁護施策の充実



# 第1章 計画の枠組み





## ■計画の策定にあたっての視点

---

- 村の実態（人口減少傾向と少子高齢化）や「共存共助」、地勢等の村の特徴に即した計画の策定を行います。
  
- 村における行政の役割を十分認識し、村が実施できることを最大限に検討します。
  
- 高齢者のみならず住民全体の生活支援ができる体制の計画化を行います。
  
- 福祉、保健、医療、地域活動等の総合的な計画化を行います。
  
- 介護保険制度前のサービス利用者や家族が継続的に安心して生活できる体制の計画化を行います。
  
- 住民が活動できる環境を整備し、積極的な参画をもとめる視点にたって計画化を行います。
  
- 本計画期間中のみならず、次期計画期間における島の状況をふまえ計画内容を検討します。

# 1 村の概要

## (1) 村の暮らし

- 当村は、新島と式根島の2つの有人島と3つの無人島から構成されています。最も大きい新島は、東京から南へ約150 km、伊豆半島下田から南東へ約35 kmに位置しています。隣村の利島と神津島は、各々北へ15 km、南へ20 kmの距離があり、大島までは40 kmの位置にあります。
- 集落は、本村地区と若郷地区と新島から南へ約4 kmに位置する式根島地区の3地区から構成されています。
- 気候は島周囲を黒潮に囲まれているため冬でも東京に比べ5~7度高く、「常春の島」といわれています。しかし、冬期(12月~2月)には、南西の風(地元では西風)が強く吹きます。
- 交通条件は空路(新島のみ)と海路があります。調布市と結ばれる空路は、9人乗り及び19人乗りの航空機が1日4便運行し、多客期には増便されます。海路は東京から高速船(4月~9月)、大型船(10月~3月)が就航し、下田からも定期船が就航しています。新島と式根島間には村営の連絡船「にしき」が1日3便運行しています。
- 産業は、観光と水産業が中心です。観光は、サーフィンなどのマリンスポーツの適地として人気が高く、観光客は夏期に極端に集中し若者層が主流となっています。水産業は、歴史ある地場産業の「くさや」が多くを占めています。

## (2) 人口の推移

---

○平成 14 年の総人口は 3,155 人(本村 2,192 人、式根島 582 人、若郷 381 人)でした。それ以降毎年減少傾向が続き、平成 21 年には 3,085 人、8 年間で 70 人減少しています。

○65 歳以上の高齢者(平成 21 年)は、村全体で 1,017 人、内訳は、本村地区が 685 人、式根島地区 220 人、若郷地区 112 人で、人口構成と比例し、本村地区に約 7 割の人が住んでいます。

○総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は、近年増加傾向にあり、平成 21 年では全体の約 3 割を占めています。同様に 75 歳以上が占める割合は約 2 割となっています。これに対し、若い年齢層は減少しており、少子高齢化傾向になっています。

## 【 人口の推移 】

(単位:人)

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

村全体	3,155	3,201	3,161	3,164	3,198	3,165	3,121	3,085
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

各年増減		46	▲40	3	34	▲33	▲44	▲36
累 計		46	6	9	43	10	▲34	▲70
前 年 比		101.5	98.7	100.1	101.1	99.0	98.6	98.8
指 数	100.0	101.5	100.2	100.3	101.4	100.3	98.9	97.8

本 村	2,192	2,230	2,187	2,211	2,236	2,208	2,182	2,169
式根島	582	591	596	584	597	601	590	568
若 郷	381	380	378	369	365	356	349	348

資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

## 【 65 歳以上人口数の推移 】

(単位：人)

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
村全体	966	983	984	987	1,000	1,000	1,011	1,017
各年減		+17	+ 1	+3	+13	0	+11	+ 6
累 計		+17	+18	+21	+34	0	+45	+51

※ †印は増加を意味しています。

本 村	652	658	665	667	675	674	682	685
式根島	201	210	213	213	217	218	220	220
若 郷	113	115	106	107	108	108	109	112

資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

## 【 人口構成の推移 】

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(単位：%)

村全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

0-14 歳	11.4	11.9	11.5	11.5	11.9	12.0	11.7	11.2
15-64 歳	58.0	57.4	57.4	57.3	56.8	56.4	55.9	55.8

65 歳以上	30.6	30.7	31.1	31.2	31.3	31.6	32.4	33.0
--------	------	------	------	------	------	------	------	------

75 歳以上	14.6	15.3	16.0	16.8	17.2	18.0	18.8	19.4
--------	------	------	------	------	------	------	------	------

資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

○今後の当村の人口は、平成 21 年の 3,085 人が、本計画の目標年次である平成 26 年には、過去の人口の推移から、約 2,994 人になると推計することができます。

○65 歳以上人口（介護保険制度における「第 1 号被保険者」）は、平成 21 年には 1,017 人、本計画の目標年次である平成 26 年には 1,054 人になると予想されます。

○40～64 歳までの介護保険制度における「第 2 号被保険者数」は、平成 21 年には 1,076 人、本計画の目標年次である平成 26 年には 994 人と予想されます。

## 【 人口推計 】

	■現在までの推移					■計画期間中の推計値				
	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年

(単位：人)

村全体	3,164	3,198	3,165	3,121	3,085	3,063	3,043	3,025	3,014	2,994
0～39歳	1,035	1,061	1,039	1,001	992	980	970	962	955	946
40～64歳	1,142	1,137	1,126	1,109	1,076	1,057	1,038	1,022	1,010	994
65歳以上	987	1,000	1,000	1,011	1,017	1,026	1,035	1,041	1,049	1,054
75歳以上(再掲)	530	551	571	588	599	620	626	632	639	647

※「75歳以上」は内数です。

(単位：%)

村全体	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
0～39歳	32.7	33.2	32.8	32.1	32.2	32.0	31.9	31.8	31.7	31.6
40～64歳	36.1	35.1	35.6	35.5	34.8	34.5	34.1	33.8	33.5	33.2
65歳以上	31.2	31.3	31.6	32.5	33.0	33.5	34.0	34.4	34.8	35.2
75歳以上(再掲)	16.8	17.2	18.0	18.8	19.4	20.2	20.6	20.9	21.2	21.5



(3) 介護保険対象者の状況

○過去数年間の人口動態による人口推計結果によると、介護保険対象者数も計画期間内に徐々に増加することが予想されます。

【 要介護状態別数（65歳以上） 】

	サービス							
	利用者数	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5

(単位：人)

村全体	189	13	18	28	30	44	29	27
-----	-----	----	----	----	----	----	----	----

在宅生活者	141	13	18	25	27	28	15	15
本村地区	95	7	11	14	19	19	13	12
式根島地区	35	6	7	6	6	6	1	3
若郷地区	11	0	0	5	2	3	1	0

※地区別数は内数です。

特養入所者 (島内)	37			2	3	12	10	10
特養入所者 (島外)	1			0	0	0	1	0
老人保健施設 (島外)	8			1	0	4	3	0
介護療養型医 療施設(島外)	2			0	0	0	0	2

※平成21年10月1日現在。

#### (4) 障害者数

○身体障害者手帳所持者は、村全体で171人です。特養入所者を除くと157人です。在宅生活者の内訳は、障害の種類では「肢体不自由」が90人で約5割です。障害程度は、2級以上の重度障害者が半数近くを占めています。

#### 【 身体障害者手帳の所持者数の内訳 】

障害の種類	視覚	聴覚	言語	肢体不自由	内部障害	膀胱・直腸	合計数
-------	----	----	----	-------	------	-------	-----

(単位:人)

村全体	16	15	1	100	37	2	171
-----	----	----	---	-----	----	---	-----

在宅生活者	15	15	1	90	34	2	157
本村地区	11	11	0	68	25	2	117
式根島地区	2	2	0	15	7	0	26
若郷地区	2	2	1	7	2	0	14

※地区別数は内数です。

特養入所者	1	0	0	10	3	0	14
-------	---	---	---	----	---	---	----

※上記数は、障害名の数进行計上しているため手帳数とは異なります。

身障手帳級数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計数
村全体	53	26	38	38	7	9	171

※平成21年10月末現在

○知的障害者に交付される愛の手帳所持者は、村全体で17人です。  
 近年、児童の知的障害に関する相談が多く、未就園児及び保育園児が愛の手帳を取得するケースが増えています。

【 愛の手帳の所持者数 】

度 数	1 度	2 度	3 度	4 度	合計数
村 全 体	0	3	8	6	17

○精神障害を持つ方が、一定の障害にあることを証明する精神障害者保健福祉手帳は、新島村で14人が所持しています。主たる疾患は統合失調症とうつ病が多く、精神障害者保健福祉手帳の申請者は、年々増加傾向にあります。

【 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 】

等 級	1 級	2 級	3 級	合計数
村 全 体	0	7	7	14

※平成21年10月末現在

## 2 計画の役割

### (1) 計画のねらい

- 本計画は、当村が少子高齢化の進展に対応するために「新島村基本構想」のもと、今後展開する福祉、保健等の関連諸施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定した計画です。

### (2) 計画の役割

- 本計画は、「新島村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「新島村障害福祉計画」「新島村次世代育成支援対策行動計画」の3計画をまとめた総合計画です。

### (3) 計画の特徴

- 本計画は、離島特性や当村の人口規模、行財政規模等を考慮し、福祉、保健等の関連諸施策を総合化した点に特徴があります。そのため、高齢者に関する施策のみならず児童福祉、母子保健、障害福祉、住民活動や地域活動を支援する諸施策も含まれています。

### 3 計画策定の根拠

#### (1)「新島村地域福祉総合計画」の根拠

- 新島村地域福祉総合計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」で、住民と行政が協働して、地域に暮らす一人ひとりがお互いに支え合い、安心して生き生きと生活することができる福祉社会づくりを目指すための指針として策定しています。
- 「地域福祉活動計画」については、社会福祉法人新島村社会福祉協議会が平成7年に「新島村地域福祉活動計画『モヤイの絆』」として策定しています。

#### (2)「新島村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の根拠

- 本計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」と老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」を一体的に策定します。  
なお、老人保健法第46条の18に基づく「老人保健計画」は、老人保健法が高齢者医療確保法に移行したため、健康増進法に基づく健康増進計画により実施していくものとして策定しています。

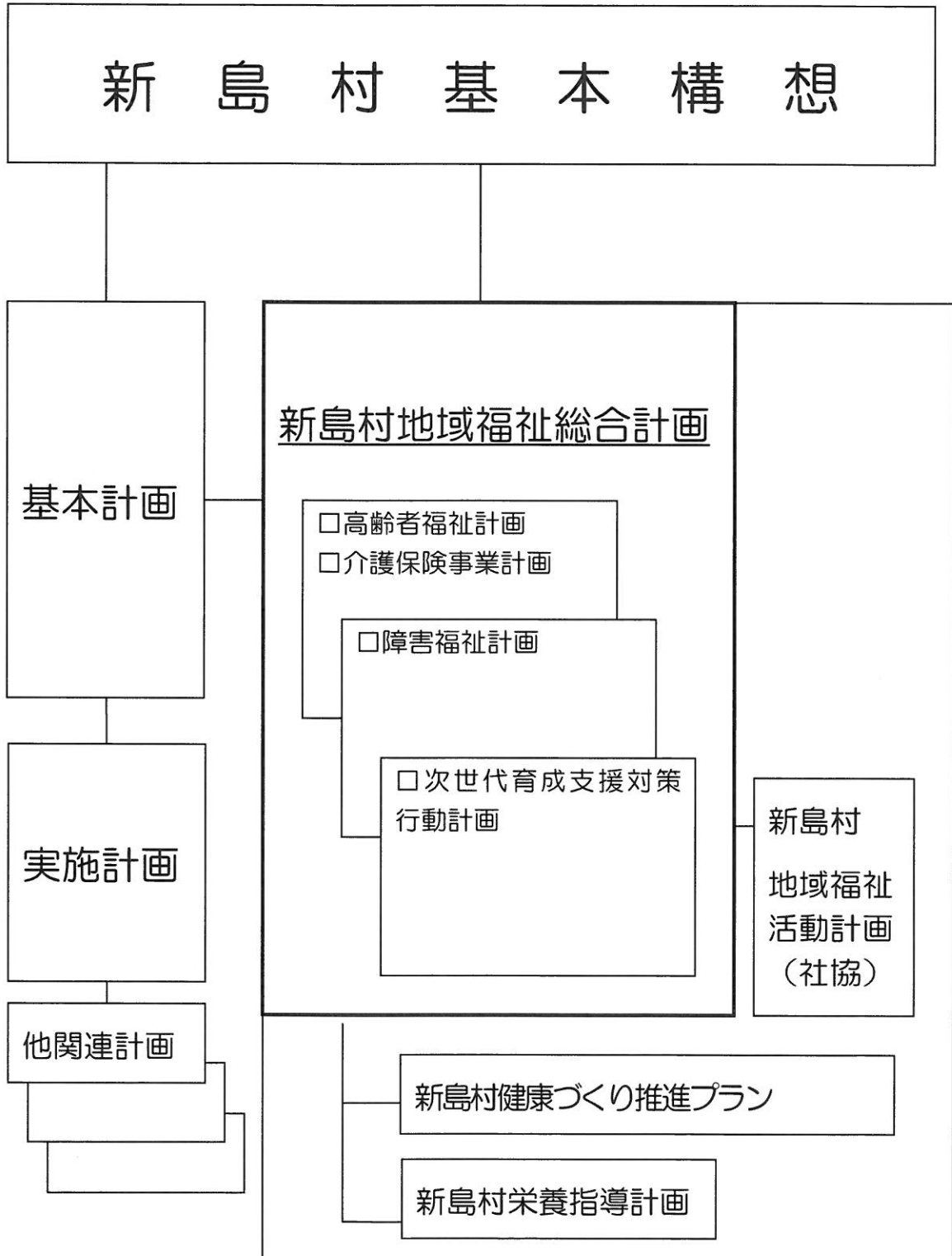
(3)「新島村障害福祉計画」の根拠—————

○本計画は、障害者自立支援法第 88 条に基づき、国の定める基本方針に即して、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ策定しています。

(4)「新島村次世代育成支援対策行動計画」の根拠—————

○本計画は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法第 120 号）第 4 条及び第 8 条に基づき、次世代育成支援対策を推進し、行動計画の策定が義務づけられています。

■計画の位置づけ



## 4 計画期間

### (1) 計画期間

○本計画の計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間です。

### (2) 計画の見直し時期

○介護保険法に従って、平成 22 年度までに本計画の「介護保険事業計画」に相当する部分の見直しを行います。

#### ■計画期間について

○平成 12 年度から介護保険法によって義務づけられた「介護保険事業計画」により、「新島村地域福祉総合計画」として平成 12 年に策定され、平成 21 年度に見直しを行いました。

本計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間となっています。

なお、「介護保険事業計画」は、3 年ごとの見直しが定められており、見直し時期は、平成 23 年度までに行う予定です。

○以上から本計画の計画時期は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間としました。



## 5 計画策定の基本的な考え方

### (1) 相互扶助の伝統を活かした計画策定

- 当村は、離島特性や人口規模、行財政規模が小さいため、福祉、保健等の行政諸施策が他地域に比べ必ずしも十分とはいえません。しかし、島において歴史的に培われてきた住民間の「モヤイの精神」(相互扶助精神)が「共存共助」の精神のもと日常生活において今なお機能しています。これは島の暮らしを考える際の大切な特徴であり計画策定の基盤とする必要があります。

### (2) 地域の特性を踏まえた計画策定

- 当村を構成する本村地区、若郷地区、式根島地区には、それぞれの歴史的、文化的特徴が今なお息づいています。また、施設等の設置状況も異なっています。中でも式根島地区は新島と海を隔れているため、計画策定において、施設配置やサービス供給方法等については配慮する必要があります。

### (3) 総合的な計画策定

- 当村の場合、限られた財源や資源、人材等の諸条件の中で効率的、効果的に住民生活を支えていくためには、関連諸施策を総合化するとともに、行政のみならず民間も一体となった総合的な視点から計画を策定していく必要があります。

### (4) 島の実情にあった「介護保険事業計画」の策定

- 「介護保険事業計画」は、介護保険サービスが円滑に受けられるよう定める計画で、介護保険法第117条の規定に基づき、3年ごとの見直しが義務づけられており、当村においても平成20年度に第4期（平成21年度から平成23年度）計画を策定しています。詳細については、別冊の「第4期介護保険事業計画」を参照ください。

#### ■ 介護保険を実施する際の留意点

- ① 村（保険者）の財政規模が小さいため、介護保険法に定められたすべてのサービスの実施はできないこと。
- ② 住民の所得状況を考慮し保険料等の経済的負担を適正額にするとともに、低所得者に十分配慮する必要があること。
- ③ 民間企業の参入にかかわらず、村が責任をもって保険制度を運営する必要があること。
- ④ 「自立」高齢者に対し、村が責任をもって福祉、保健等のサービスを提供する必要があること。
- ⑤ 村内3地区の特徴を考慮し制度を実施する必要があること。 等

## 6 基本理念と基本目標

### (1) 基本理念

---

○当村は自然環境の影響で生活条件が厳しい特徴があります。しかし、島独自の「ゆとり うるおい 人情」や「モヤイの精神」が、今なお日々の暮らしの中に息づいています。これは「共存共助」という言葉で表現することができます。

○本計画は、「『共存共助』による活力ある島の暮らしの実現」を基本理念として掲げます。

#### 【 計画の基本理念 】

『共存共助』による活力ある島の暮らしの実現

## (2) 基本目標

---

○計画の基本理念を実現するために以下の基本目標を定めます。

### ■誰もが安心できる島の暮らしを実現する

- すべての住民が、島において生涯にわたって安心して暮らせるよう、福祉・保健・医療等を総合的に提供する体制を構築する。
- 要介護状態にならないよう、疾病予防や介護予防等の施策を充実する。
- 要介護高齢者に対応するために介護保険制度を充実する。
- 障害者の生活及び就労支援の充実を図る。

### ■元気ある島の暮らしを実現する

- すべての住民が、自立して元気よく暮らすために、就労対策、生きがい対策等を充実する。
- 住宅、道路、防災等の住民の生活基盤を整備していく。

### ■ともに支えあう島の暮らしを実現する

- 住民がともに支えあって暮らすために、誰もが多様な地域活動に参加し、活動しやすい基盤を整備していく。

## 7 計画策定方法

### (1) 住民参加

○本計画は、「新島村地域福祉計画等策定委員会」（巻末資料「設置要綱」参照）の検討のもとに策定しました。各委員の選出は、性別、年齢、地区、関係分野等を考慮しました。会長は植松康男氏（シルバー人材センター事務局長）、副会長は前田政夫氏（社会福祉協議会事務局長）が委員互選によって選出されました。

### 【 新島村地域福祉計画等策定委員会の開催状況 】

	■開催期日	■主な検討事項
第1回	平成21年10月29日	・「新島村地域福祉総合計画」の策定について 策定方法及び今後の日程等について
第2回	平成21年11月30日	・計画内容の検討 等
第3回	平成22年1月29日	・計画内容の検討 等
第4回	平成22年2月10日	・計画内容の検討（答申案の承認）
	平成22年3月3日	・計画内容の確認（会長、副会長、事務局） ・村長答申

第2章 サービスの現状と  
今後の展開

第二章

サービスの現状と今後の展開

1 事業展開の基本方針

2 重点施策の展開

3 介護保険事業の展開

4 介護保険制度外の高齢者施策の展開

5 子育て支援と障害福祉の展開

6 生活基盤整備施策の展開

7 社会参加・地域活動支援施策の展開

## ■今後の事業展開の視点

---

- 村の財政状況を踏まえ、計画期間中に実現可能なことを着実に展開します。
  
- 重点施策を明確にし、計画期間中に優先的に検討実施する施策を明記します。
  
- 施策等を効率的に展開するために、代替施策（機能）がある場合は利用します。
  
- 介護保険事業とそのほかの施策を連動・連携させ、利用料等の施策間の整合性を確保しつつ、村全体のサービス量を確保していきます。
  
- 住民参加、地域福祉的な視点を考慮し、行政と民間が協働する視点にたって事業の展開を行います。
  
- 地区特性を踏まえた事業の展開を行います。



# 1 事業展開の基本方針

(1) すべての在宅生活者への支援策の充実

(2) 介護保険制度の展開

(3) 介護保険制度外の高齢者施策の展開

(4) 保健・医療サービスの展開

(5) 子育て支援・障害福祉施策の展開

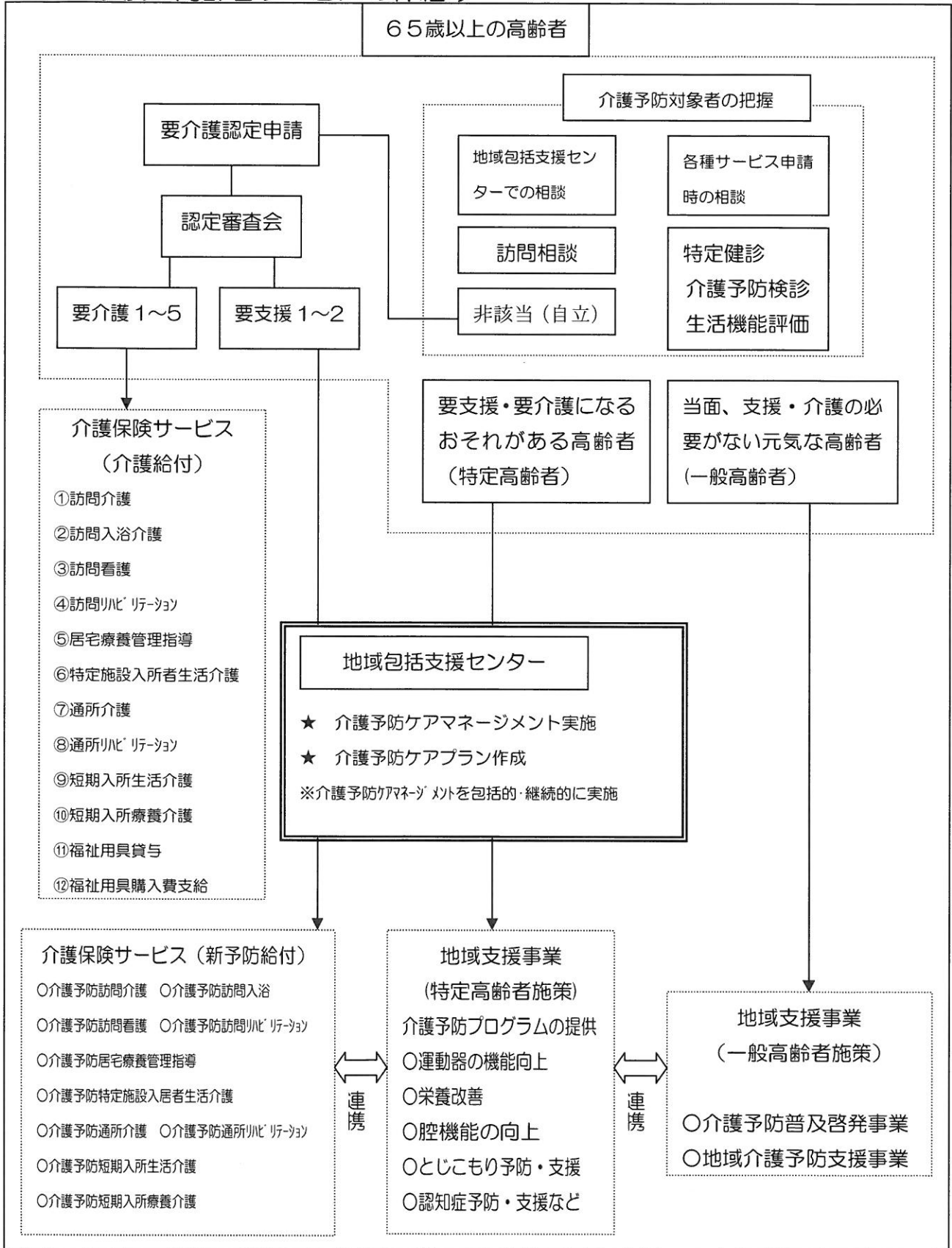
(6) 社会参加・地域活動関連施策の展開

(7) 地区特性に配慮した施策の展開

(1) すべての在宅生活者への支援施策の充実

- 介護保険制度が対象とする要介護高齢者のみではなく、在宅で生活する「自立」高齢者や児童、障害者等を含めたすべての在宅生活者のための福祉、保健、医療等の支援施策を充実していきます。
- 高齢者施策に関しては、村内の特別養護老人ホーム「新島老人ホーム」は平成21年度より、老人ホーム8床、ショートステイ6床の増床が行われましたが（入所38名・ショート12名）入所については常に満床状態が続いていることから、希望してもすぐ入所することはできません。そのため、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを強化していきます。
- 認知症については、早期発見や対応が有効であるにもかかわらず、偏見や認識不足等から相談や受診に結びつきにくい現状があります。村民が認知症に対して正しい知識を持つことで、早期発見や相談、専門医からの治療等の対応が可能となるよう、広報・啓発を図っていきます。認知症高齢者とその家族に対するサービス内容、サービス提供方法について配慮していきます。
- 介護保険制度の要介護認定審査において「自立」と判定された方や介護保険給付の対象とならない一般高齢者に対する介護予防施策を推進していきます。地域支援事業は、要支援や要介護状態になるおそれのある方に対して重点的に事業を実施することで、要支援や要介護状態になることを防止するとともに、地域の包括・継続的なケアマネージメント体制の充実を図っていきます。
- 地域包括支援センターが、平成18年度に創設されました。総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネージメント、介護予防ケアマネージメントの4つの事業からなり、今後もセンターの充実を図っていきます。

# ■ 今後の高齢者サービスの枠組み



## (2) 介護保険制度の展開

---

○介護が必要な高齢者に対しては、介護保険制度を中心にして対応していきます。

※詳細は、新島村高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画（平成21年策定）参照。

## (3) 介護保険制度外の高齢者施策の展開

---

○介護保険制度を補完する行政サービスの充実は、今後益々必要になってきます。移送サービス、食事サービス等介護予防・生活支援事業も引き続き実施していきます。また、社会福祉協議会等の民間組織やボランティアグループ等が実施する福祉・保健関連の事業・活動（サービス）等を積極的に支援していきます。

○特定高齢者に対する介護予防プログラムの提供。  
さわやか健康センター実施の介護予防事業により、運動機能の向上を図っていきます。

○特定高齢者、一般高齢者に対する地域介護予防支援事業の並びに介護予防教室等（はつらつ教室）の充実を図っていきます。

#### (4) 保健・医療サービスの展開

---

○これまで当村の医療サービスは診療所が担ってきました。介護保険制度の導入後も高齢者の生活場所（特養・在宅）にかかわらず、医療が必要になった方は、医療保険制度を利用して医療を受けることができます。今後も村は、すべての住民により高い医療サービスが提供できるよう診療所の充実を図っていきます。

○現在、当村の保健サービスは、「さわやか健康センター」を中心に展開していますが、介護保険制度の動向等を見ても介護予防が重視されてきているため、益々重要な施設となります。今後も、すべての住民の健康維持・疾病予防等をするために、同センター及び事業の充実を図っていきます。

○医師、看護師等の専門職を安定的に確保するよう努めていきます。

## (5) 子育て支援・障害者福祉施策の展開

---

○子育て期の保護者、障害者（児）等の在宅生活を支援するための施策を充実していきます。

○子育て支援について、国による少子化対策として「次世代育成支援対策推進法」が平成 15 年に成立しました。当村においても同法を踏まえて検討し、可能なものから実施するとともに、現在行われている補助事業、助成事業についても引き続き実施していきます。

○障害者福祉については、平成 18 年より開始された「障害者自立支援法」を中心に事業を展開していますが、今後も検討を重ね、さらなる充実を図っていきます。

○社会福祉協議会等の村内の民間組織やボランティアグループが行う事業・活動を積極的に支援していきます。

(6) 社会参加・地域活動関連施策の展開

---

○「共存共助」の基盤となる住民の社会参加・地域活動関連施策の充実を図っていきます。

○当村では、社会参加・地域活動関連施策を展開するとともに、新島村社会福祉協議会等の村内の民間組織やボランティアグループが行う事業・活動を積極的に支援していきます。

(7) 地区特性に配慮した施策の展開

---

○本計画の事業展開においては、村内3地区の特性を十分配慮して行います。

## 2 重点施策の展開

(1) 介護保険制度の安定的運営の確保

(2) 「自立」高齢者を対象とした生活支援事業の充実

(3) 拠点施設の充実

(4) 子育て支援事業・次世代育成支援対策

(5) 住民の権利擁護体制の整備

(6) 連携体制の整備

(7) 障害者支援事業の充実・就労支援体制の整備



## ■重点施策展開の基本方針

---

- 村は、本計画内容の中から「重点施策」を指定し、計画期間中、特に重点的に実施します。
  
- 施設関係として、式根島地区の福祉の拠点施設の整備を図るとともに、高齢者福祉施設等の整備についても引き続き検討します。
  
- 在宅関係としては、ショートステイ、デイサービスなど現在行われている各種サービスを充実するとともに、新たなサービスの提供についても検討します。
  
- 村ぐるみで福祉、保健施策を充実していくために、関連組織間の連携を強化するとともに、住民の視点からサービスを点検する組織の設置を検討します。
  
- 住民の権利を守るための権利擁護体制を整備します。
  
- 重点施策の展開において、認知症高齢者とその家族への生活支援について配慮します。

## (1) 介護保険制度の安定的運営の確保

---

○小規模離島特性をもつ当村が、単独で介護保険制度を運営していくことは、その他の地域特性から多くの課題が残っています。しかし、住民の皆さんから保険料を納めていただく以上は、介護保険制度の中核となる社会福祉法人「新島はまゆう会」への積極的支援を行うとともに、住民の皆さんや関係者の理解や協力を得つつ、保険者である村が責任をもって介護保険制度の安定的運営に努めていきます。

### 【 計画期間中の重点施策 】

○式根島地区のデイサービス等の在宅サービスの充実を図るために、同地区内における拠点施設整備について検討します。

○式根島地区の利用者に配慮した事業運営をします。

○高齢者福祉施設等の整備について検討します。

(2)「自立」高齢者を対象とした生活支援事業の充実

- 要介護認定審査において「自立」と判定され、介護保険制度を利用できない高齢者への支援施策を充実していきます。

【 計画期間中の重点施策 】

- 特定高齢者に対する介護予防プログラムの提供を行います。
- 特定高齢者、一般高齢者に対する地域介護予防支援事業を実施します。
- 移送サービス等の介護予防・生活支援事業の充実を図ります。

### (3) 拠点施設の充実

---

- 福祉・保健関連の拠点施設を充実させます。
  
- 特養、さわやか健康センター、診療所等、関連拠点施設間の連携体制を整備・充実します。

#### 【 計画期間中の重点施策 】

- 式根島地区のデイサービス等の在宅サービスの充実を図るために、同地区における拠点施設整備について検討します。
  
- 高齢者福祉施設等の整備について検討します。

### (4) 子育て支援事業・次世代育成支援対策

---

- 地域のニーズに合った子育て環境づくりを整備します。

#### 【 計画期間中の重点施策 】

- 低年齢児の保育、延長保育を実施します。

(5) 住民の権利擁護体制の整備

○介護保険制度等における利用者とサービス提供者間の契約に基づいたサービスの利用について、契約行為ができない方等の支援や利用者が不利にならないよう支援する体制を整備・支援していきます。(地域福祉権利擁護事業の支援等)

○住民の相談体制を充実します。

【 計画期間中の重点施策 】

○住民の権利擁護体制を整備します。

■ 地域福祉権利擁護事業

○同事業は、新島村社会福祉協議会が窓口となり、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その方の権利を擁護することを目的としています。

## (6) 連携体制の整備

---

### 【 計画期間中の重点施策 】

- 福祉、保健、医療の連携体制を図ります。
- 「福祉・保健関連組織合同会議（仮称）」の設置を検討します。
- 「福祉・保健住民会議（仮称）」の設置を検討します。

#### 1) 福祉、保健、医療の連携体制の充実

- 現在、ケア会議・民生委員協議会等により関係者との連携を図っていますが、今後も「福祉・保健関連組織合同会議（仮称）」の設置等検討し、連携体制を充実していきます。

## 2)「福祉・保健関連組織合同会議（仮称）」設置の検討

○介護保険制度の導入にともない、より効率的かつ効果的な事業運営、施設運営を展開していくためには、関係組織間で情報を共有し、村全体の視点から制度・施策の方向性を検討していく必要があります。

○村が事務局となり年数回の単位で、福祉・保健関連組織の事業報告を実施し、情報交換を行うとともに、組織を超えて相互にそれぞれの課題を検討、新規施策立案等を行う場の設置を検討します。

○当村では、組織間連携において役場が果たすべき役割は大きいものがあります。そのため村は組織間連携の要としての役割を強化するとともに、福祉・保健関連の連携体制を再構築することに努めていきます。

### ■「福祉・保健関連組織合同会議（仮称）」の構成のイメージ

<input type="checkbox"/> 議長	村担当課長
<input type="checkbox"/> 参加機関	村（診療所・さわやか健康センター・関連課） 特別養護老人ホーム 地域包括支援センター シルバー人材センター 社会福祉協議会 民生委員協議会 島しょ保健所 等の関連機関
<input type="checkbox"/> 事務局	村担当課

### 3) 「福祉・保健住民会議（仮称）」の設置の検討

○福祉・保健に関する住民の意見を反映する場として、また、村、福祉、保健関連組織の業務の実施現状について公開で報告を受ける場として、住民代表委員を母体とした「福祉・保健住民会議（仮称）」を設置することを検討します。

○この「福祉・保健住民会議（仮称）」は、利用者の視点から、介護保険サービスやその他の福祉・保健サービスが適正に提供されているかを点検し、意見・提案をする福祉・保健オンブズマンとしての機能を合わせ持つものであり、年数回の「福祉・保健住民会議（仮称）」とともに、「福祉・保健オンブズマン会議（仮称）」（施設等の視察を含め）の開催を検討します。

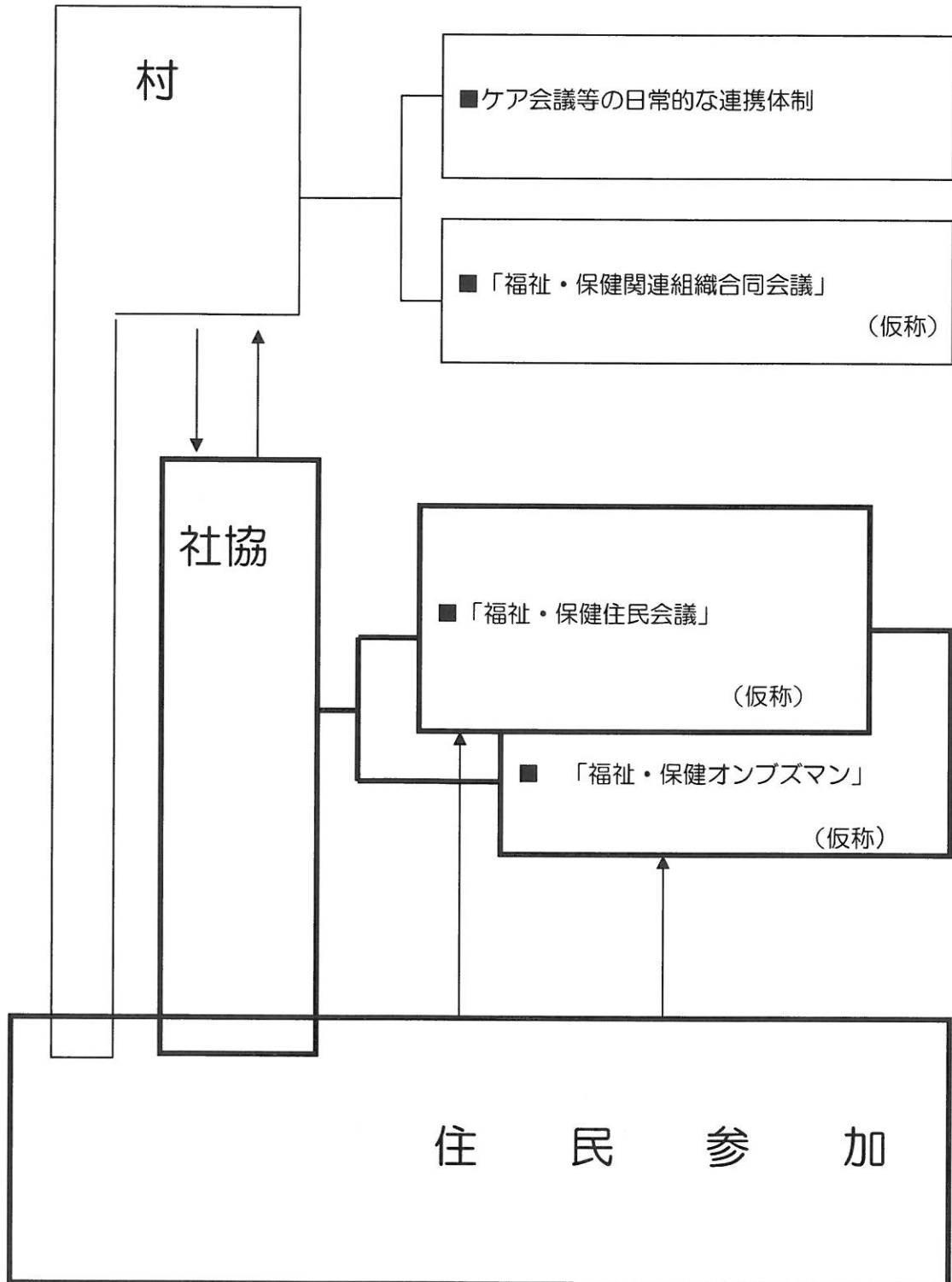
○社会福祉協議会は、民間の組織として、行政にはない柔軟性をもって活動することが可能です。社協には相談窓口としての信頼やボランティア活動や地域活動の支援を通じて培った関連機関との関係があります。こうした実績を活かし、「福祉・保健住民会議（仮称）」と「福祉・保健オンブズマン会議（仮称）」の事務局を担当していただきます。

#### ■ 「福祉・保健住民会議」（仮称）の構成のイメージ

□議長	互選による	
□参加機関	町会 民生委員協議会 老人クラブ 婦人会 ボランティアグループ	シルバー人材センター 商工会 PTA 等の住民参加機関
□住民	傍聴を認める・議長決定により発言を認める オンブズマンとして数名の公募を行う	
□報告機関	村（関連課・機関）	
□事務局	新島村社会福祉協議会	



## ■組織連携のイメージ



(7) 障害者支援事業の充実・就労支援体制の整備

○障害者の就労支援体制の整備とノーマライゼーションの理解と意識の高揚を図ります。

【 計画期間中の重点施策 】

○障害者の生活及び就労全般にわたる支援体制の整備を進めます。

○障害者に対しての村民が正しい知識と理解を得るための、広報・啓発活動を進めます。

### 3 介護保険事業の展開

(別冊第4期介護保険事業計画参照 平成20年度策定)

※第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)は、平成23年度策定予定

## 4 介護保険制度外の 高齢者施策の展開

### (1) 介護保険事業以外の高齢者施策

1) 老人保健制度から高齢者医療制度へ

2) 健康教育・健康相談の充実

3) 健康診査・訪問指導の充実

4) 機能訓練の充実

5) 村外医療体制の整備

6) 介護予防・生活支援事業の充実

7) 日常生活用具給付・貸与事業の充実

8) 敬老事業の充実

9) 介護支援事業の充実

10) 認知症高齢者とその家族に対する支援の充実

11) 高齢者福祉施設等の設置

## (2) 関連拠点施設の充実

1) 診療所の充実

2) さわやか健康センターの充実

3) 健康・スポーツ活動施設の整備

## ■介護保険制度外の高齢者施策展開の基本方針

- 当村の場合は、介護保険制度で提供するサービスの種類が限定されます。そのため、介護保険制度を補完し「自立」高齢者等を対象とする諸事業を充実していきます。  
「老人保健法」は、平成20年4月1日から「高齢者の医療の確保に関する法律」に移行し、その対象者は原則として後期高齢者医療制度に移行しました。
- 「自立」高齢者を対象とした、多様な在宅サービスを提供できる体制を整備します。
- 認知症の予防や相談など、各種施策・事業に認知症に関する対応を取り入れていくとともに、認知症高齢者とその家族に対するサービス内容、サービス提供方法について配慮していきます。
- 医師、看護師等の専門職の安定的確保に努め、診療所、さわやか健康センターの機能を強化していきます。

(1) 介護保険事業以外の高齢者施策

1) 老人保健制度から高齢者医療制度へ

○平成20年4月から、老人保健制度を廃止し、75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳までの一定の障害を持つ者を対象とした、独立した医療制度を創設しました。

2) 健康教育の充実

○健康教育は平成20年度から特定検診が開始され、特定保健指導実施に移行しました。

健康相談の充実

○健康相談は、40～64歳の方とその家族を対象に、気軽に幅広く相談できる窓口として開設しています。より多くの方の参加機会を確保するために、実施時間や場所等について検討します。

	平成19年度	平成20年度
健康相談	143人	156人

### 3) 健康診査の充実

○健康診査では、基本健康診査・がん検診を実施しています。健康教育や健康相談、広報等を通じ受診率の向上に努めます。

○健康診査後は健診結果説明会を開催し、受診者が個々の健康管理ができるように健康教育や個別指導の充実を図ります。

	平成19年度	平成20年度
住民基本健診	641人	749人
大腸がん検診	327人	256人
胃がん検診	233人	203人
肺がん検診	74人	69人
子宮がん検診	230人	311人
乳がん検診	235人	342人
後期高齢医療健康診査		143人

参考：新島村の20歳以上（平成20年4月1日）の人口は、男1,257人、女1,361人です。

### 訪問指導の充実

○訪問指導は、40～64歳までの方で、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、保健指導が必要な方に対して、保健師・理学療法士・管理栄養士が訪問します。その中で日常生活における療養、看護、機能訓練、栄養等に関する指導を実施しています。

○関係機関との連携を図り、訪問内容を充実させていきます。

	平成19年度	平成20年度
訪問指導	962人	880人

#### 4) 機能訓練の充実

○機能訓練は、40～64 歳までの疾病、外傷など心身の機能が低下している方を対象とした集団機能訓練を、理学療法士・保健師等で実施しています。またリハビリが必要な方へ個別指導も合わせて実施しています。

	平成 19 年度	平成 20 年度
実施回数	46回	49回
延べ参加者人数	218人	190人

#### 5) 村外医療体制の整備

○村では、緊急患者等の緊急医療を確保するために都立病院及び関連施設と連携体制を持っています。今後も連携体制を充実していきます。

○村外医療の利用者とその家族に対し、宿泊施設の確保等について検討します。



## 6) 介護予防・生活支援事業の充実

○高齢者の生きがい対策及び寝たきり予防並びに訪問相談・移送サービス等、これらの対策が必要なすべての高齢者に対するサービスを、新島村社会福祉協議会に委託し提供します。

## 7) 日常生活用具給付・貸与事業の充実

○現在、新島村社会福祉協議会が実施していますが、今後も継続実施していきます。

## 8) 敬老事業の充実

○高齢者に対し敬老の意を表するため、長寿祝金等を支給します。

○敬老演芸会を引き続き式根島地区、新島地区で開催します。

## 9) 介護者支援事業の充実

- 高齢者を介護している家族などに対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどについての知識・技術を習得してもらうための教室を「新島はまゆう会」に委託し開催します。(地域包括支援センター運営事業)

## 10) 認知症高齢者とその家族に対する支援の充実

- 認知症が疑われる高齢者を早期に発見し、専門医の受診等に結びつける対応を関係機関と連携して行っていきます。

- 今後、当村においては高齢化が進むことにより、後期高齢者（75歳以上）人口が増加することから認知症高齢者数の増加が予測されます。

村民が認知症に対し正しい知識を持つことが出来るよう、広報・啓発を推進していきます。また、認知症の高齢者が、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるよう、民生委員、自治会、老人クラブ、福祉・保健・医療の関係機関の連携により、認知高齢者に対する情報等を共有しながら、地域で見守る体制の構築を図っていきます。

## 1 1) 高齢者福祉施設等の設置

○高齢者福祉施設等の設置について検討します。同施設は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

○利用対象者としては、居住部門の利用対象者は、原則として 60 歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方及び家族に援助を受けることが困難な方であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある方です。なお、居住部門の利用定員は 10 人程度を想定しています。

### 【 事業の内容の一部 】

○高齢等のため居宅において生活することに不安のある方に対し、必要に応じた住居を提供すること。

○居住部門利用者に対する各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行うこと。

○利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流の場の提供等を行うこと。

## (2) 関連拠点施設の充実

---

### 1) 診療所の充実

○村の医療サービスの拠点は、「本村診療所」「若郷診療所」「式根島診療所」の3診療所です。今後は、通院者に対する診療体制の充実や安心して入院できる体制の整備を図ります。

○医師、看護師等専門職の安定的な確保に努めていきます。

○さわやか健康センター、特別養護老人ホーム等、関連施設との連携体制を充実していきます。

### 2) さわやか健康センターの充実

○村の保健サービスの拠点は、さわやか健康センター（平成14年設置）です。同センターでは母子保健事業、老人保健事業、健康促進事業、精神保健福祉事業、医療費助成事業、予防接種等を実施しています。現在の専門職は、保健師・管理栄養士・理学療法士が配置されています。今後も老人保健事業で取り組んでいる「各種検診事業」「健康相談」「訪問指導」及び「機能訓練」の充実に努めるとともに、健康づくりについても、住民とともに取り組んでいきます。

○診療所、特養等、関連施設との連携体制を充実していきます。

### 3) 健康・スポーツ活動施設の整備

---

- 住民の健康づくりを推進していくための拠点となる施設の整備を検討していきます。
  
- 「健康日本 21」の市町村計画である「新島村健康づくり推進プラン」を平成 17 年 3 月に策定しました。「健康に対する意識を高めよう」という大目標を基本に中目標（健康チェックをまめにしよう・高齢者の健康づくりを支えよう・生活の中に運動を取り入れよう・分煙をすすめよう・食生活を考えよう）を設け、新島村の健康問題について住民運動として取り組んでいます。

## 5 子育て支援と障害福祉の展開

## 子育て支援と障害福祉の展開

### (1) 子育て支援施策の展開

1) 保育園の充実

2) 出産にかかる交通費の助成の充実

3) 児童の医療費の助成

4) 相談事業の充実

5) 「新島村栄養指導計画」の推進

6) 次世代育成支援対策事業の推進

7) 子育て支援施策への支援の充実

8) 児童虐待への対応

9) 集いの場の提供

### (2) 障害福祉施策の展開

1) 支援費制度から障害者自立支援法へ

2) 在宅サービスの充実

3) 補装具、日常生活用具の給付の充実

4) 住宅改善・自動車改造費助成の充実

5) 緊急入所事業の実施

6) 障害関連活動への支援の充実

7) 相談体制の充実

8) 就労支援事業体制の整備

## ■子育て支援と障害福祉展開の基本方針

---

- 子ども達はかけがえのない島の「宝」の一つです。子ども達を健全に育てるため、子育て支援を充実します。
  
- 子どもを安心して産み育てる家庭を支援するための福祉（保育）、保健、医療、教育等の諸施策を、地域社会の特徴を生かしつつ、総合的に展開していきます。
  
- 子ども達が、将来にわたり、島の人々や暮らし、生まれ育った島の自然を慈しむ心を持ち続けられるよう、島の文化や歴史を子ども達に伝えていくよう努めます。
  
- 障害者の自立支援と社会参加をすすめる立場から、障害者（児）とその家族が、村の一員として安心して暮らし続けることができるように、在宅サービス、就労支援等の諸施策を充実するとともに、体制づくりについても検討していきます。



## (1) 子育て支援施策の展開

### 1) 保育園の充実

○村の保育園は3地区にそれぞれ1ヶ所あります。定員は、本村100人、若郷30人、式根島30人、定員合計160人となっています。

近年は、3園ともに障害児等の受入があり、今後も障害児保育を実施していきます。

○近年の保育ニーズとしては、就労する母親の増加にともない低年齢児の保育、保育時間の延長、一時預かり等があげられています。今後は、島の暮らしの変化、保護者の生活様式や、価値観の多様化に対応し、低年齢児の保育、延長保育等を実施していきます。

○保育園（園児）と地域の高齢者や、老人クラブ等との交流活動をはじめとする特別養護老人ホーム等への、ボランティア活動の参加を通じて、文化と歴史豊かなふる里を体感しながら、子ども達も村の一員として島づくりに参加できるような体制をつくっていきます。

#### 【 保育園児年齢別数 】

	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
村内保育園児合計数	75人	80人	94人	93人	91人
2歳以下	1人	7人	3人	4人	0人
3歳児	29人	28人	39人	25人	27人
4歳時以上	45人	45人	52人	64人	64人

## 2) 出産にかかる交通費の助成

○少子化対策及び母子福祉の増進を目的として、妊娠出産期間中に村外の医療機関を利用した場合、往復にかかった交通費（東海汽船、神新汽船、新中央航空）を、1回につき30,000円（5回まで）助成していますが、今後も、継続・実施していきます。

## 3) 児童の医療費の助成

○義務教育修了前までの児童が医療機関で受診した場合の医療費（保険適用分）の助成を実施していますが、今後も所得制限等を設けず継続していきます。

## 4) 相談事業の充実

○保護者の育児相談等に対応するために、子ども家庭支援センターで行っている育児相談や育児講座等を今後も継続・充実させます。併せてさわやか健康センターでの乳幼児健診や育児学級の機会などを利用して、継続的な育児相談を実施します。

○児童・家庭相談員支援事業を継続・充実させます。

※児童・家庭相談員支援事業とは、育児に対する不安や相談に対応するため、主任児童委員等が育児相談を通じ子育て支援を行うものです。

○「ひとり親家庭」に対し、保護者の希望に応じ、行政や民生委員・児童委員が行っている相談活動を、今後も継続・充実させます。

○育児相談等の事業を継続・充実させます。

## 5)「新島村栄養指導計画」の推進

○村は、平成9年に「健康で長生きできる村づくり（健康的なライフスタイルの確立）」をスローガンとした「新島村栄養指導計画」を策定し取り組んできましたが、現在、各分野で様々な食の活動が実施されており、それは「新島村栄養指導計画」に留まらない広がりを見せています。これからの活動を包括することで、各分野が協力し円滑な活動にしていくこと、また、新島村における食の現状を踏まえ、具体的な課題に取り組むこと、併せて地域資源や地域の良さを育み伸ばしていくという視点からも、栄養指導計画に代わる計画として「新島村食育推進計画」の策定について検討を行い、乳幼児から高齢者まで、食のつながりに着目して取り組んでいきます。

## ■ 「保健栄養事業の目標」

### 【 乳幼児期 】

○乳幼児期は、食習慣の基礎づくりの時期である。乳幼児健診時の個別指導では個人差に応じ、きめ細やかな指導を実施する。

○幼少から肥満・過食が早期の生活習慣病を招く。乳幼児期から食生活の形成に努めなくてはならない。島は都会に比べ、地域との関わりを持てる機会が多く、古き良き食習慣が自然に身につく、恵まれた環境である。しかし、おやつについては保護者以外の大人が過度に与えるという問題がある。与え方や食べ方、適量と質について、保護者はもちろんそれ以外の大人への指導も実施する。

### 【 学童期・思春期 】

○この時期は、保護者の生活習慣すなわち食事の内容・摂取時間などの食生活、また、就寝・起床時間などの生活時間が子どものライフスタイルの形成に大きく関与し、生活習慣を乱しやすい時期である。子どもはもとより、親を含めた指導が重要である。

○将来における生活習慣病の発症や、思春期におけるダイエットなどの間違った栄養知識による摂取障害・健康障害を未然に防ぐためにも、正しい食生活の認識、食事と健康の関連性・重要性について理解ができるように導いていく必要がある。それには、学校と連携を図ることが重要だが、現状は連携をとれているとはいえない。まずは今後、連携の回り方を模索し、連絡会のようなかたちでも話ができる機会をつくっていく。

## ■ 「母子栄養指導」

○乳幼児栄養相談

○乳幼児の栄養教室（離乳食・幼児食・おやつ）

## 6) 次世代育成支援対策事業の推進

○子育て支援について「次世代育成支援対策推進法」が平成 15 年国により制定されました。同法は、子育て支援について自治体ごとに行動計画を策定し計画に添ってサービスを充実していくというものです。

都内並みにすべてのサービスを実施することはできませんが、今後新たに提供できるサービスについて、「新島村次世代育成支援対策行動計画」をもとに、教育、福祉、保健、医療、保護者等の関連分野間でさらに検討し、実施することにより充実を図っていきます。

## 7) 子育て支援活動等への支援の充実

○村は、村内において新島村社会福祉協議会やボランティアグループ等が実施する子育て支援のための事業・活動・イベント等、多様な活動について支援していきます。

## 8) 児童虐待への対応

○新島村要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、家庭への支援をしていきます。

## 9) 集いの場の充実

○子育て広場を中心に、勤労福祉会館等、親子での集いの場の提供を継続していきます。

## (2) 障害福祉施策の展開

---

### 1) 支援費制度から障害者自立支援法へ

- 障害福祉サービスについては、平成15年に「支援費制度」が始まり、障害者自らがサービスを選択し、契約によってサービスが提供されていました。平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されてからは、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある方々が必要とするサービスを利用できるように市町村が主体となってサービスを提供しています。
- 平成20年度の実績は、知的障害者更生施設入所1名、知的障害者地域生活援助（生活寮）1名、障害者ホームヘルプサービス利用1名となっています。

### 2) 在宅サービスの充実

- 平成21年10月現在、村内の身体障害者手帳所持者は171名、愛の手帳（知的障害）所持者は17名、精神障害者保健福祉手帳所持者は14名です。村では、障害者（児）とその家族の在宅生活を支援するため、在宅サービスの充実を図っています。
- 障害者ホームヘルプサービスは、社会福祉法人新島はまゆう会が東京都の指定障害福祉サービス事業者として指定を受け、すべての障害者に身体介護及び家事援助の提供をしています。現在1名がサービスを利用しています。
- また、外出のための支援を行う「移動支援事業」も新島はまゆう会に委託しています。今後もサービスを継続していきます。

○身体障害者を対象に、機能訓練や創作活動を提供する「身体障害者デイサービス事業」を、新島はまゆう会に委託して行っています。

さらに、身体・知的・精神の3障害を対象に、さわやか健康センターを拠点として「障害デイサービス」を行っています。村保健師のほか、多くのグループワーカーやボランティアの参加によって運営され、主として精神障害者の参加が多く、自立に向けた動機づけを高めるといった成果をあげています。

### 3) 補装具、日常生活用具の給付の充実

○新島村の身体障害者手帳所持者は、平成21年10月現在171名です。村では、職業その他日常生活を容易にするために、身体障害者手帳の所持者を対象に、補装具（例：車イス、補聴器、杖、下肢装具他）の交付と修理を行う補装具支給事業を行っています。平成20年度給付実績は、車イス1件、補聴器4件、下肢装具4件となっています。今後も継続・実施していきます。

○在宅の重度障害者に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具（例：ストマ用装具、特殊寝台、スロープ、吸入器他）の給付を行う日常生活用具給付事業を行っています。平成20年度実績として、ストマ用装具を2人の方に給付しています。今後も継続実施していきます。

※ストマ用装具（便を収容する袋）

○新島村社会福祉協議会において、「車イス」「ベッド」等を必要な方に無料で貸出していますが、今後も継続的に支援していきます。

#### 4) 住宅改善・自動車改造費助成の充実

○在宅の重度身体障害者で身体障害者手帳1・2級の方を対象に、浴室、便所、玄関、居室、台所の改善費を給付する重度心身障害者住宅設備改善給付を行っています。今後も継続・充実していきます。

※65歳以上の方は、介護保険制度内の同事業を優先しています。

○18歳以上の身体障害者手帳を持っている方で、上肢、下肢又は体幹機能障害1・2級で、就労等にともない自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方を対象に、身体障害者用自動車改造費を助成しています。今後も継続・充実していきます。

#### 5) 緊急入所事業の実施

○在宅障害者の介護者が、疾病などの理由により家庭での介護が一時的に困難になった場合に、障害者を施設に緊急入所させる事業を平成21年度から開始しました。すべての障害者を対象とし、利用者は費用の1割を負担し、1か月におおむね7日間の入所ができます。障害者とその家族の福祉向上を図るため、今後も事業を充実させていきます。



## 6) 障害関連活動等への支援の充実

○村は、村内において新島村社会福祉協議会やボランティアグループ等が実施する障害者（児）関連施策の事業・活動・イベント等、多様な活動について支援していきます。

○障害者の雇用の場の確保と、ノーマライゼーションの理解と意識の高揚を図っていきます。

### ■ ノーマライゼーション

○障害のある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくり

## 7) 相談体制の充実

○さわやか健康センター、島しょ保健所新島支所、新島村社会福祉協議会、障害者相談員、新島村国民健康保険診療所等関係機関によるネットワークにより相談体制の充実強化を図っていきます。

## 8) 就労支援事業体制の整備

○障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に提供する事業を、平成22年度から行う予定で準備を進めています。身体・知的・精神障害を有する方はもとより、障害者手帳を持たない方についても支援の対象とします。障害者の就労意欲や事業所のニーズの調査を始め、障害者の就労全般にわたる支援ができるよう、事業の多様な展開を行っていきます。

## 6 生活基盤整備施策の展開

(1) 道路や公共・民間施設等の環境整備

(2) 住宅改修等への支援と住宅の整備

(3) 防災・見守りネットワークの整備

(4) 生活基盤整備関連活動等への支援の充実

## ■生活基盤整備施策展開の基本方針

○福祉、保健サービス等を充実する前提として、日常生活の基盤となる道路等の公共施設の整備、住みよい住宅の確保、防災時の安全対策を充実していきます。

○災害時要援護者の安全対策は、村ぐるみで対応していきます。

○特に高齢者、児童、障害者等の「災害弱者」に関しては、十分配慮をしていきます。

(1) 道路や公共・民間施設等の環境整備—————

- 高齢者、児童、障害者等が安心して日常生活を送れるよう、道路や公共・民間施設をバリアフリーの視点から見直し、改善していきます。

(2) 住宅改修等への支援と住宅の整備—————

- 高齢者、障害者等が、在宅で暮らし続けられるよう住宅改修費の助成を行い、住宅改造への支援施策を充実していきます。
- 高齢者、障害者等に配慮した設備を備え、必要なサービスを受けながら自立した生活を送れる高齢者用住宅の整備を、村営住宅の補修改善時に検討していきます。

### (3) 防災・見守りネットワークの整備

○高齢者、児童、障害者等のいわゆる「災害弱者」の安全を守るため、地域の人々を中心とした防災ネットワークを整備充実していきます。

○村では、災害時要援護者で自力避難できない方に、担架を備えています。緊急時の災害時要援護者への対応については、平成 21 年度に自治会、消防団、民生委員、警察署、村関係者に避難支援者一覧表を配布し、災害時に向けての避難支援を行っていきます。今後も、重度の障害者や重度の要介護者の調査を行い、より一層の支援体制の充実を図ります。

○認知症高齢者の安全対策（徘徊等の対応）を検討します。

### (4) 生活基盤整備関連活動等への支援の充実

○村は、村内において新島村社会福祉協議会やボランティアグループ等が実施する生活基盤整備関連の事業・活動・イベント等多様な活動について支援していきます。

## 7 社会参加・地域活動支援施策の展開

(1) 新島村社会福祉協議会の充実

(2) ボランティア活動・住民活動への支援の充実

(3) 生涯学習・福祉教育の推進

(4) シルバー人材センターの充実

(5) 住民の権利擁護施策の充実

## ■ 社会参加・地域活動支援施策展開の基本方針

- 村の暮らしは「共存共助」の考え方のもとに成り立っています。同時に、「地域福祉」という言葉で表現される以上に住民間の相互扶助・連帯と協力を基盤に成り立っています。今後、村外の人々の移転の受入れ、少子高齢化の進展、近年の若い世代の考え方や生活様式の変化等を考慮すると、村民一人ひとりが積極的な地域活動に参加することで、相互連帯・相互扶助・相互協力の精神を維持していくことが必要になってきています。
  
- 福祉においては、近年新たな制度ができ、サービスの種類等も増え、ますます複雑化の傾向にある中、小規模離島という制約もあり、介護をはじめ住民の生活支援施策においては、行政が積極的に支援する必要があります。しかし、行政の負担能力は限られているのが現実です。そのため、今後、行政と地域住民がより一層協力して福祉事業に取り組んで行くことが大切です。
  
- 村は、新島村社会福祉協議会やボランティアグループ等の活動がより実施しやすい環境を整備し、村内の諸活動を支援していきます。
  
- 本計画においては、行政は、介護保険やそれ以外の諸施策に関し、できる限り具体的に明示しました。しかし、こうした諸施策は、住民からの課題の指摘や提言、また、ボランティアとしての協力や支援なくしてはよりよいものになりません。そのため、民間機関としての社会福祉協議会を、住民の意見や提言の集約の場の一つとして位置づけその活動を支援していきます。

## (1) 新島村社会福祉協議会の充実

- 新島村社会福祉協議会の平成 20 年度の会員数は、個人会員 958 人、賛助会員 40 人、団体会員 32 人となっています。会費合計額は 1,887,000 円となっています。事務局は 6 人(含む臨時職員 1 名)の職員で構成されています。主な収入は、村の一般会計からの交付金によるものです。社会福祉協議会は、実施する事業を通じて民生委員協議会、婦人会、老人クラブ、消防団、教育機関(学校)等の多くの機関と連携協力関係をもっていることが他の民間組織にはない特徴と言えます。
- 村は、社会福祉協議会を住民の社会参加・地域活動の要と位置づけ、社会福祉協議会の活性化を図るため、組織のあり方、職員体制などを検討し、今後、更に地域活動の拠点として機能していけるような、体制整備に対する支援を行っていきます。
- 村は、介護保険事業を充実するとともに、社会福祉協議会が、自立高齢者等を対象とする在宅サービス等の諸事業を実施する場合、協働体制を構築するとともに積極的に支援していきます。
- 住民が気軽に相談できる窓口体制をより充実していきます。

### ■ 事業内容(機関構成等)

理事	15	人
監事	2	人
評議員	32	人
生活福祉資金調査委員	10	人
協力員	42	人
ボランティア活動推進協議会委員	20	人
事務局職員	6	人
理事会	5	回
評議委員会	3	回
監査会	1	回
合同会議	0	回
生活福祉資金調査委員会	1	回
島しょ社協連絡会議	1	回



■新島村社会福祉活動計画「モヤイ計画の構成」

■基本目標：『「共存共助」共に生き共に助け合う福祉のまちづくり』

■基本項目	■実施項目
1 在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食事サービスの推進</li> <li>○移送サービスの充実</li> <li>○日常生活用具の給付・貸与事業の充実</li> <li>○ひとり暮らし高齢者見守り体制の強化</li> <li>○在宅福祉サービスの推進委員会の設置</li> </ul>
2 福祉教育・ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉教育の推進</li> <li>○ボランティアの発掘育成</li> <li>○ボランティア活動の組織化</li> <li>○社会福祉の人材育成</li> <li>○シルバーパワーの活用</li> <li>○教育分野、企業との連携</li> </ul>
3 ニーズ把握の強化と啓発・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談・援助活動の充実</li> <li>○調査研究活動の充実</li> <li>○広報・啓発活動の強化</li> <li>○情報提供活動の充実</li> </ul>
4 従来の子協活動の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関との連携調整</li> <li>○高齢者福祉事業の充実</li> <li>○障害者福祉事業の充実</li> <li>○児童福祉事業の充実</li> <li>○生活福祉資金の貸付事業の推進</li> <li>○たすけあい資金の貸付強化</li> <li>○歳末たすけあい運動の実施</li> </ul>
5 子協の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織体制の整備</li> <li>○事務局体制の強化</li> <li>○財政基盤の確立と強化</li> <li>○施設の整備</li> </ul>

- (2) ボランティア活動・住民活動への支援の充実—————
- 地域活動への積極的な参加を得るために、福祉関連分野にかかわらず多様な分野でのボランティア活動・住民活動への支援を充実していきます。
  
  - ボランティア活動の推進のために、社会福祉協議会を支援していきます。
  
  - ボランティア活動に必要な知識や技術を得るための研修参加者に、費用の援助を行うなど支援していきます。
  
  - 老人クラブ（11クラブ）、老人クラブ連合会の活動を支援していきます。
  
  - 70歳以上の方を対象に博物館、ガラスミュージアム、連絡船にしき、まました温泉（地域休養施設）、温泉憩の家の利用が無料となる「西ん風パスポート」を発行します。
  
  - 地域で高齢者などの実態に精通し、幅広い福祉活動を展開している民生委員・児童委員活動を支援し充実していきます。
  
  - 生涯学習、福祉教育のみならず、多様な分野との連携によるボランティア活動・住民活動を展開していきます。

### (3) 生涯学習・福祉教育の推進

---

○生涯を通じて、自己の個性と能力を発揮できるように、学習の場と機会を確保し、生涯学習を推進していきます。

○思いやりの心をもった児童・生徒の育成のため、福祉教育の充実を図っていきます。福祉教育は、体験の中での学習が重要です。ボランティアなどの活動の中で高齢者や障害者などと交流していく機会を確保していくように努めます。

○保育園、小中学校等と密接な連携をしていきます。

○お年寄りの趣味活動のきっかけづくりのための高齢者教室事業を充実させます。

#### (4) シルバー人材センターの充実

---

○村は、高齢者の就労機会拡大のため、シルバー人材センターの活動強化を支援していきます。

#### (5) 住民の権利擁護施策の充実

---

○認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な方が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助を行う地域福祉権利擁護事業を充実します。また、本事業以外の権利擁護施策について検討します。

○住民の権利擁護対策として、平成 21 年に新島村成年後見制度に係る村長による審判の請求手続等の関する要綱を策定しました。

## ■ 資料

### ■新島村地域福祉計画等策定委員会設置要綱

#### （設置）

第1条 新島村における地域福祉及び介護保険等に関する計画の策定にあたり、必要とする事項を調査検討するため新島村地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （検討事項）

第2条 委員会は次に掲げる事項を調査及び検討し、村長に対し報告する。

- （1）計画に必要な調査。
- （2）地域福祉計画の策定に関すること。
- （3）介護保険事業計画の策定に関すること。
- （4）その他前号に関して必要な事項に関すること。

#### （構成）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- （1）学識経験者
- （2）民生委員・児童委員
- （3）福祉関係者等各種団体の役職員
- （4）村職員
- （5）その他必要と思われる者

#### （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命のあった日から第2条に掲げる事項について、報告を終えたときまでとする。

(会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、会議を非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、新島村民生課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

(委員会等の報償)

第10条 社会福祉協議会、社会福祉法人新島はまゆう会、シルバー人材センター及び村職員以外の委員に対する報償は別に定めるところにより支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の者が会議に出席を求められた場合は報償を支給することができる。

第7条の規定に基づき出席を求められた者。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 新島村地域福祉策定委員会設置要綱（平成5年訓令第14号）は廃止する。

■新島村地域福祉計画等策定委員会委員名簿

【 新島村地域福祉計画等策定委員会委員名簿（順不同） 】

氏 名	所属・役職等	(地 区)
臼 井 ト シ	民生委員協議会会長	(本 村)
前 田 壽 夫	民生委員	(若 郷)
山 本 トリ子	民生委員	(式根島)
○前 田 政 夫	社会福祉協議会事務局長	(本 村)
山 本 市 郎	社会福祉協議会理事	(式根島)
石 橋 美 喜	東京都島しょ保健所大島出張所新島支所保健師	(本 村)
◎植 松 康 男	シルバー人材センター事務局長	(本 村)
戸 田 邦 市	新島老人ホーム施設長	(本 村)
黒 澤 由貴子	新島村診療所長	(村職員)
前 田 充	企画財政課企画調整室長	(村職員)
堀 ふじ子	さわやか健康センター保健師	(村職員)
富 田 昇	民生課長	(村職員)

◎印は会長、○印は副会長。事務局：前田豊（民生課福祉介護係長）。